

福岡県公報

平成二十六年七月二十五日
第三千六百十四号
増刊 ①

目次

訓 令 (第十二号)

○福岡県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

(総務事務センター) ……………

雑 報

○福岡県災害対策本部規程の一部を改正する規程

(防災企画課) ……………

訓 令

福岡県訓令第十二号

本 出 先 機 関
本 庁
労働委員会事務局

福岡県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十六年七月二十五日

福岡県知事 小川 洋

福岡県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

福岡県職員安全衛生管理規程(平成元年四月福岡県訓令第七号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表中

保健環境研究所、工業技術センター(支所を除く。)、農業総合試験場(分場を除く。)、森林林業技術センター及び水産海洋技術センター(支所を除く。)

管理部長又は企画管理部長

を

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

雑 報

福岡県災害対策本部規程第一号

福岡県災害対策本部規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年七月二十五日

福岡県災害対策本部長

福岡県知事 小川 洋

福岡県災害対策本部規程の一部を改正する規程

福岡県災害対策本部規程(平成四年十月福岡県災害対策本部規程第一号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「緊急初動班」の下に「及び災害対策現地情報連絡班」を加える。

第八条第四項中「緊急初動班、」の下に「災害対策現地情報連絡班、」を加える。

第八条第五項中「所属する課」の下に「(総括班については、防災危機管理局)」を加え、「緊急初動班、」の下に「災害対策現地情報連絡班、」を加える。

第十二条の三「(本部、地方本部及び出先機関各班並びに緊急初動班の設置基準)」を「(本部、地方本部、出先機関各班、緊急初動班及び災害対策現地情報連絡班の設置基準)」に改め、「第三項 本部長は、必要に応じ、災害対策現地情報連絡班を設置する。」を加える。

第十二条の四第二項「緊急初動班」の下に「又は災害対策現地情報連絡班」を加える。

第十四条第一項中「広報班及び緊急初動班」を「広報班、緊急初動班及び災害対策現地情報連絡班」に改める。

に改める。

定期発行日 毎週火金曜日

[発行] 〒 812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)
[作成] 〒 812-0041 福岡市博多区吉塚八丁目 2 番 15 号 株式会社西日本新聞印刷 (電話 092-611-4431)

第二十一条第一項第四号中「福岡県内に」の下に「津波注意報又は」を加える。
第二十一条第二項中「第三号又は第四号」を「第三号、第四号及び第五号」に改める

別表第二総務部の項中

総務事務センター班	総務事務センター課長
システム管理班	システム管理課長

を

総務事務センター班	総務事務センター課長
-----------	------------

に改め、

同表企画・地域振興部の項中

調査統計班	調査統計課長
-------	--------

を

調査統計班	調査統計課長
交通政策班	交通政策課長

に改め、

同表商工部の項中

中小企業経営金融班	中小企業経営金融課長
国際経済観光班	国際経済観光課長
新産業・技術振興班	新産業・技術振興課長

を

中小企業技術振興班	中小企業技術振興課長
新産業振興班	新産業振興課長
観光・物産振興班	観光・物産振興課長

に改め、

同表県土整備部の項中

企画交通班	企画交通課長
-------	--------

を

企画班	企画課長
-----	------

に改める。

別表第三総合指令部の項中

総括班	十五 緊急初動班、災害情報センター、災害ボランティア班及び臨時の班の指導に関すること。
-----	---

を

総括班	十五 緊急初動班、災害対策現地情報連絡班、災害情報センター、災害ボランティア班及び臨時の班の指導に関すること。
-----	---

に、

広報班	一 テレビ放送、ラジオ放送、新聞発表その他広報に関すること。 二 ニュースカーの現地派遣に関すること。 三 災害写真の撮影、収集及び記録に関すること。
-----	---

を

広報班	一 テレビ放送、ラジオ放送、新聞発表その他広報に関すること。 二 広報車の現地派遣に関すること。 三 災害写真の撮影、収集及び記録に関すること。
-----	--

に、

緊急初動班	一 本部設置後において、総括班が行う情報の収集及び伝達の応援に関すること。 二 総括班が行う関係機関との連絡調整の応援に関すること。 三 その他本部長が特に命ずる事務に関すること。
-------	--

を

緊急初動班	一 本部又は警戒本部設置後において、総括班が行う情報の収集及び伝達の応援に関すること。 二 総括班が行う関係機関との連絡調整の応援に関すること。 三 その他本部長が特に命ずる事務に関すること。
災害対策現地情報連絡班	一 本部設置後における災害情報の収集及び災害応急対策の支援等に関すること。 二 その他本部長が特に命ずる事務に関すること。

に改め、

システム管理班	一 電子計算機及びネットワークの復旧対策に関すること。
総務事務センター班	一 職員の健康管理に関すること。 二 災害被災者に対する諸給付金と貸付に関すること。 三 災害従事職員の公務災害に関すること。 四 災害対策応急物資等購入品の検収に関すること。

を

総務事務センター班	<ul style="list-style-type: none"> 一 職員の健康管理に関すること。 二 災職員に対する諸給付金と貸付に関すること。 三 災害従事職員の公務災害に関すること。 四 災害対策応急物資等購入品の検収に関すること。
-----------	---

に改め、

同表企画・地域振興部の項中	<ul style="list-style-type: none"> 一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。 三 災害時における交通機関の調整に関すること（第三セクター鉄道及び地方バスに限る。）。
市町村支援班	<ul style="list-style-type: none"> 一 災市町村の行財政の助言等に関すること。
情報政策班	<ul style="list-style-type: none"> 一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。
調査統計班	<ul style="list-style-type: none"> 一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。

を

同表商工部の項中	<ul style="list-style-type: none"> 一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。
広域地域振興班	<ul style="list-style-type: none"> 一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。
市町村支援班	<ul style="list-style-type: none"> 一 災市町村の行財政の助言等に関すること。
情報政策班	<ul style="list-style-type: none"> 一 電子計算機及びネットワークの復旧対策に関すること。
調査統計班	<ul style="list-style-type: none"> 一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。
交通政策班	<ul style="list-style-type: none"> 一 災害時における交通機関の調整に関すること。 二 災害時における公共交通機関の運行状況の把握及び情報提供に関すること。

に改め、

同表商工部の項中	<ul style="list-style-type: none"> 一 商店街関係の災害応急対策に関すること。 二 東京事務所及び大阪事務所を通じて、関東及び関西地方における災害用物資等のあっせんに関すること。
中小企業振興班	<ul style="list-style-type: none"> 一 災に伴う中小企業者の金融に関すること。 二 災中小企業者の経営指導に関すること。
中小企業経営金融班	<ul style="list-style-type: none"> 一 観光関係の災害応急対策に関すること。 二 貿易関係の災害応急対策に関すること。
国際経済観光班	<ul style="list-style-type: none"> 一 観光関係の災害応急対策に関すること。 二 貿易関係の災害応急対策に関すること。

を

新産業・技術振興班	<ul style="list-style-type: none"> 一 災中小企業者の復旧の技術指導に関すること。
-----------	---

に改め、

同表県土整備部の項中	<ul style="list-style-type: none"> 一 商店街関係の災害応急対策に関すること。 二 東京事務所及び大阪事務所を通じて、関東及び関西地方における災害用物資等のあっせんに関すること。 三 災に伴う中小企業者の金融に関すること。 四 災中小企業者の経営指導に関すること。 五 貿易関係の災害応急対策に関すること。
中小企業技術振興班	<ul style="list-style-type: none"> 一 災中小企業の復旧の技術指導に関すること。
新産業振興班	<ul style="list-style-type: none"> 一 新産業プロジェクト関係の災害応急対策に関すること。
観光・物産振興班	<ul style="list-style-type: none"> 一 観光関係の災害応急対策に関すること。

を

企画交通班	<ul style="list-style-type: none"> 一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 災害時における公共交通機関の運行状況の把握及び情報提供に関すること（他部に属するものを除く。）。 三 部内各班の応援に関すること。
-------	--

に改める。

企画班	<ul style="list-style-type: none"> 一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。
-----	--

別表第五の一の表総務部の項中

緊急初動班		七〇	全員
緊急初動班		七〇	全員
災害対策現地情報連絡班	必要に応じて要員を配備	七〇	全員

を

総務事務センター班		一	全員
システム管理班		一	全員

を

総務事務センター班		一	全員
-----------	--	---	----

を

小計	九	一八	三四	
----	---	----	----	--

を

小計	九	一八	三三	に改め、
----	---	----	----	------

同表企画・地域振興部の項中

調査統計班			一	を
-------	--	--	---	---

調査統計班			一	に、
-------	--	--	---	----

交通政策班			一	を
-------	--	--	---	---

小計	一	二	一〇	に改め、
----	---	---	----	------

小計	一	二	一一	を
----	---	---	----	---

同表商工部の項中

中小企業振興班			一	を
---------	--	--	---	---

中小企業経営金融班			一	に改め、
-----------	--	--	---	------

国際経済観光班			二	を
---------	--	--	---	---

新産業・技術振興班			一	に改め、
-----------	--	--	---	------

中小企業振興班			一	を
---------	--	--	---	---

中小企業技術振興班			一	に改め、
-----------	--	--	---	------

新産業振興班			一	を
--------	--	--	---	---

観光・物産振興班			一	に改め、
----------	--	--	---	------

同表県土整備部の項中

企画交通班	二	二	三	を
-------	---	---	---	---

企画班	二	二	三	に改める。
-----	---	---	---	-------

この規程は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害対策本部規程は、平成二十六年四月一日から適用する。

附 則